



平成 25 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社日本ケアサプライ
代表者名 代表取締役社長 金子博臣
(コード番号 2393 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部長 小磯隆久
(TEL. 03-5733-0381)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 22 日開催の取締役会において、以下のとおり、平成 25 年 6 月 25 日開催予定の定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社事業内容の拡大及び多様化にともない、現行定款第 2 条につきまして、目的事項の追加を行うものであります。
- (2) 単元株式数(売買単位)を 100 株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」(平成 19 年 11 月 27 日付)及び「売買単位の 100 株と 1,000 株への移行期限の決定について」(平成 24 年 1 月 19 日付)の趣旨に鑑み、株式の分割の実施及び単元株制度の採用にかかる所要の変更を次のとおり行うものであります。
 - ① 株式の分割の割合を勘案して当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 6 条を変更するものであります。
 - ② 単元株制度を採用し単元株式数を 100 株とするため、第 8 条(単元株式数)を新設するものであります。
 - ③ 単元株制度の採用にともない、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第 9 条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
 - ④ 現行定款第 6 条の変更、第 8 条及び第 9 条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設するものであります。
- (3) 補欠監査役任期規定の統一
補欠監査役の予選の効力について、監査役の任期と整合させるため、現行定款第 31 条を変更するものであります。

(4) その他、条文の新設にともない必要となる条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
① 介護用機器、健康機器、医療機器、介護用品、福祉用具、スポーツ用品・娯楽用品・玩具、防災袋等防災用品、消火器具・消火装置等の製造、販売、レンタル、リース及び輸出入	① (現行どおり)
② 前1号にかかる保守、修理、点検、加工及び洗浄・消毒	② (現行どおり)
③ 介護保険法に定める居宅及び施設介護並びに居宅介護支援等の事業	③ (現行どおり)
④ 在宅介護に関する相談、介護サービス事業者等への連絡調整等の便宜の提供	④ (現行どおり)
⑤ 高齢者、障害者等の介護関連事業	⑤ (現行どおり)
⑥ 不動産の売買、賃貸借及び管理業	⑥ (現行どおり)
⑦ 古物売買業	⑦ (現行どおり)
⑧ 住宅の増改築・建替及び住宅のリフォーム	⑧ (現行どおり)
⑨ 倉庫業	⑨ (現行どおり)
⑩ 自動車運送取扱業	⑩ (現行どおり)
⑪ 損害保険に関する代理店業務及び生命保険の募集に関する業務	⑪ (現行どおり)
⑫ ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業	⑫ (現行どおり)
⑬ 緊急通報システム、生活習慣病在宅予防管理支援システムの運營業務及び運営の受託	⑬ (現行どおり)
⑭ 食料・飲料、医薬品・化粧品、家庭生活用品等の製造、販売及び輸出入	⑭ (現行どおり)
⑮ リネンサプライ業	⑮ (現行どおり)
⑯ 薬局の経営	⑯ (現行どおり)
⑰ 弁当、加工食品及び加工調理食品の配食サービス業	⑰ (現行どおり)
⑱ 旅行業	⑱ (現行どおり)
⑲ 各種イベントの企画及び運営に関する事業	⑲ (現行どおり)
⑳ 人材の育成、能力開発、技術向上に関する教育事業	⑳ (現行どおり)
㉑ 労働者派遣事業	㉑ (現行どおり)
㉒ 有料職業紹介事業	㉒ (現行どおり)
(新 設)	㉓ <u>インターネット等のオンラインを利用した各種情報提供サービス</u>
(新 設)	㉔ <u>インターネット等のオンラインを利用</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>⑳ 前各号にかかる研修及びコンサルティング業務</p> <p>㉑ 経営コンサルタント業</p> <p>㉒ 前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p>第3条～第5条 (条文省略)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>640,000株</u>とする。</p> <p>第7条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第8条～第30条 (条文省略)</p> <p>(補欠監査役の予選の効力)</p> <p>第31条 補欠監査役の予選の効力は、<u>当該選任のあった株主総会后、4年後の定時株主総会開始の時</u>までとする。</p> <p>第32条～第43条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>用した通信販売業及び市場調査、宣伝・広告等の受託</u></p> <p>㉓ 前各号にかかる研修及びコンサルティング業務</p> <p>㉔ 経営コンサルタント業</p> <p>㉕ 前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p>第3条～第5条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>64,000,000株</u>とする。</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(<u>単元株式数</u>)</p> <p>第8条 <u>当社の単元株式数は、100株とする。</u></p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第9条 <u>当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>① <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>② <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>③ <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第10条～第32条 (現行どおり)</p> <p>(補欠監査役の予選の効力)</p> <p>第33条 補欠監査役の予選の効力は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時</u>までとする。</p> <p>第34条～第45条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>第6条の変更、第8条及び第9条の新設の効力発生日は2013年10月1日とする。なお、本附則は、上記の効力発生日をもって削除する。</u></p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 25 年 6 月 25 日 (火)

定款変更の効力発生日 平成 25 年 6 月 25 日 (火)

以 上